

札介保第 891 号
令和 6 年(2024 年) 6 月 13 日

各居宅介護支援事業所 管理者 様
各地域包括支援センター センター長 様

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部
介護保険課長
認知症支援・介護予防担当課長
事業指導担当課長

指定介護予防支援事業所として介護予防支援を実施する場合の取扱いについて

日頃から、札幌市の高齢者保健福祉施策の推進に多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、令和 6 年 4 月 1 日施行の改正後の介護保険法第 115 条の 22 の規定により、地域包括支援センターの設置者に加え、指定居宅介護支援事業者が指定を受けて介護予防支援を行うことができることとされています。

また、同法第 115 条の 45 の第 2 項第 3 号に介護予防サービス計画の検証が追加となるとともに、同法第 115 条の 30 の 2 第 1 項の規定により、地域包括支援センターが行う介護予防サービス計画の検証の実施に当たって必要があると認めるときは、市町村長は指定介護予防支援事業所に対し、介護予防サービス計画の実施状況に関する情報の提供を求めることができるとされております。

つきましては、改正後の介護保険法を踏まえて、指定居宅介護支援事業所が介護予防支援事業所として指定を受けて介護予防支援を実施する場合の取扱いについて、下記のとおりお示ししますので、対応くださいますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

記

1 地域包括支援センターとの連携について

(1) 地域包括支援センターへの情報提供の実施

介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護事業所は、以下の状況が生じた場合、速やかに当該利用者の住所地の地域包括支援センターに、その旨情報提供すること。

- ア 介護予防支援の契約の希望があった場合
- イ 介護予防サービスの利用が終了し、支援を終了した場合
- ウ 契約を締結したが介護予防サービスの利用がなされず支援を終了した場合

エ 初回の介護予防サービス計画作成時及び当該利用者の住所地の地域包括支援センターが介護予防サービス計画の検証を行うに当たって情報提供を求めた場合※
※ 提供する情報は、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 140 条の 38 の 2 に規定する介護予防サービス計画、関連する情報(利用者の情報・基本チェックリスト・支援の経過等)など

(2) 地域包括支援センターからの情報提供を踏まえた介護予防サービス計画の作成

介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護事業所は、当利用者の住所地の地域包括支援センターからインフォーマルサービスなど地域資源について情報提供を受けた上で、介護予防サービス計画を作成するよう努めること。

(3) 介護予防サービス計画の検証の実施への協力について

地域包括支援センターへ情報提供を行った当該利用者(特定疾病など進行性の疾患を有する者を除く)について、自立支援型の個別地域ケア会議などにおいて介護予防サービス計画の検証を行うことを予定している。そのため、介護予防支援事業所として指定を受けた居宅介護事業所は、地域包括支援センターの求めに応じて、地域ケア会議に出席するなど介護予防サービス計画の検証の実施に協力すること。

2 要介護認定等情報の提供について

介護予防サービス計画の作成に資するための要介護認定等情報の提供については、札幌市要介護認定等情報提供実施要綱第 3 条の規定により、本人と介護予防支援の提供に係る契約を締結している場合に可能としているので、必要に応じて区保健福祉部保健福祉課に、その申し出を行い、情報提供を受けること。(地域包括支援センターから情報の提供を受けるものではないので留意すること。)

3 予防給付の対象となる介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの両方のサービスの利用について相談があった場合について

予防給付の対象となる介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの両方のサービスを利用している場合、予防給付の対象となる介護予防サービスを利用しない月が発生した際には、当該利用者は、地域包括支援センターが実施する介護予防・日常生活支援総合事業における第 1 号介護予防支援事業(介護予防ケアマネジメント)の対象者となる。そのため、当該利用者の状態等に変化がないにも関わらず、第 1 号介護予防支援事業の対象者となった場合は、引き続き、当該指定居宅介護支援事業者による援助を受けられるよう、事務手続きの手順は、別紙及び以下の事項に留意して行うこと。

(1) 利用開始時の契約について

指定居宅介護支援事業所が指定介護予防支援事業所として介護予防支援に係る契約を利用者と締結する際に、同時に地域包括支援センターと当該利用者との間で、第 1 号介護予防支援(再委託も含む介護予防ケアマネジメント)に係る契約につい

ても締結することが望ましい。ただし、利用開始以前から、当該指定居宅介護支援事業所が再委託を受けた事業所としてケアプランの作成を行っており、地域包括支援センターと当該利用者との間で、第1号介護予防支援に係る契約がすでに締結している場合は、改めて第1号介護予防支援に係る契約を締結する必要はない。

(2) 介護予防サービス計画作成依頼（変更）及び介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書の提出について

第1号介護予防支援事業の対象者となった場合については、地域包括支援センターが給付管理を行うこととなるため、介護予防ケアマネジメント作成依頼（変更）届出書を提出する必要がある。また翌月以降で、介護予防サービスの利用があり、指定居宅介護支援事業所での給付管理となる場合は、改めて介護予防サービス計画作成依頼（変更）の提出が必要となるため、サービスの利用状況に照らして適切に届出を行うこと。なお届出にあたっては、該当月の最終営業日までに区保健福祉課の窓口へ提出いただく必要があるため、地域包括支援センターと指定居宅介護支援事業所の間で必要に応じて情報共有を行うこと。

4 ケアプランの取扱いについて

以下の場合について、利用者の状態像等に変化がなければ、軽微な変更による取扱いを可能とする（本市の取扱い）。なお、軽微な変更による対応を行った場合は、初回加算は算定できないことに留意すること。

(1) 指定介護予防支援の利用者が予防給付の対象となる介護予防サービスを利用しなかった場合で、介護予防・日常生活支援総合事業における第1号介護予防支援事業の対象となった場合

(1)による軽微な変更は、「介護予防サービス・支援計画書」の期間欄、または経過記録に、利用しなかったサービス名、利用しなかった月や理由を補記する等、第1号介護予防支援として対応した期間がわかるように記録すること。また、当該利用者が介護予防サービスを再開した場合も同様に期間欄、または経過記録に、指定介護予防支援の対象となった月等を記録すること。

なお、利用者の状態像の変化等により、介護予防サービスの利用が見込まれなくなった場合等、ケアプランの内容を見直す場合は、従来どおり、ケアマネジメントに係る一連の業務が必要となる。

上記の取扱いについては、地域包括支援センターが指定介護予防支援事業所として介護予防支援を実施する場合も同様の取扱いとする。

(2) 再委託により介護予防支援を実施している居宅介護支援事業所が、指定介護予防支援の指定を受け、再委託から指定介護予防支援に変更する場合

(2)による軽微な変更は「介護予防サービス・支援計画書」の担当地域包括支援センター欄を見え消し等で修正するとともに、経過記録に再委託から指定介護予防支援に変更した年月日がわかるよう記録すること。

【担当】

1 及び 3 (1) について

札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課 介護予防担当係 延・吉本

電話 211-2547 FAX 218-5117 E-mail: kaigoyobou@city.sapporo.jp

2 及び 3 (2) について

介護保険課給付・認定係 田宮・喜多

電話 211-2547 FAX 218-5117 E-mail: kyufu.nintei@city.sapporo.jp

4 について

事業指導担当課事業指導係 尾鷲・入賀

電話 211-2972 E-mail: jigyو.shido@city.sapporo.jp

予防給付の対象となる介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを併用して利用する場合の事務手続きの流れ

- ① 利用者 ⇒ 居宅介護支援事業所 サービス利用の相談
- ② 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター 相談があったことを共有
- ③ 利用者 ⇔ 居宅介護支援事業所 指定介護予防支援に係る契約
- 利用者 ⇔ 地域包括支援センター 第一号介護予防支援に係る契約
(再委託も含む)
- ④ 居宅介護支援事業所 ⇒ 区役所 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出
- ⑤ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター
初回作成時の利用者基本情報、基本チェックリスト、
介護予防サービス計画書、支援経過表、サービス担当者会議記録表等を提供
(電子データでも写しでも可)

指定介護予防支援の利用者として居宅介護支援事業所が介護予防支援実施、費用請求



利用者の状態像に変化はないが、予防給付の対象となる介護予防サービスの利用がなかった

- ⑥ 居宅介護支援事業所 ⇒ 利用者 継続的に居宅介護支援事業所からの支援を受けるか確認
- ⑦ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター 第1号介護予防支援になることの報告
- ⑧ 地域包括支援センター⇒ 区役所 介護予防ケアマネジメント作成依頼(変更)届出書の提出
- ⑨ 居宅介護支援事業所 一部委託を受けた事業者として第1号介護予防支援の一部を実施
(介護予防サービス計画を使用し軽微な変更扱いとすることも可)

第1号介護予防支援事業の利用者として地域包括支援センターが介護予防ケアマネジメント実施、費用請求



利用者の状態像に変化はないが、予防給付の対象となる介護予防サービスと介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを併用して利用

- ⑩ 居宅介護支援事業所 ⇒ 地域包括支援センター 介護予防支援になることを報告
- ⑪ 居宅介護支援事業所 ⇒ 区役所 介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書の提出
- ⑫ 居宅介護支援事業所 ⇒ 介護予防支援を実施
(⑨において介護予防サービス計画様式を使用し軽微な変更扱いしていた場合、引き続き介護予防サービス計画を使用し軽微な変更扱いとすることも可)